内部統制におけるIT統制の進め方

熊手剛彦*
小川晃司*

IT General Controls on Internal Control System

Takehiko Kumade, Koji Ogawa

要　旨

内部統制には，会社法で規定されているもの（全般統制）と金融商品取引法で規定されているもの（財務報告統制）がある。全般統制は会社業務全般を対象としており，財務報告統制は主に財務報告の適正性の確保に関するものである。

三菱電機では2008年４月から適用された“内部統制報告制度（財務報告に係る内部統制の評価と監査）”に備え，経理部門を中心とするプロジェクトを発足させ，社内及び当社関係会社を含め準備を進めてきた。推進の方向付けとして，2007年２月15日金融庁企業会計審議会内部統制部会から発表された“財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準（以下“実施基準”という。）”で求められている内容に従いつつ，当社連結グループの実情に即した財務報告統制の実現をねらって推進した。

実施基準では，内部統制の目的を達成するための不可欠の要素として“ITへの対応”（内部統制の基本的要素の６つのうちの１つ）が位置付けられている。組織の業務内容が情報システムに大きく依存している，組織の情報システムがITを高度に取り入れているなど，現状では多くの組織がIT抜きでは業務を遂行することができなくなってきている。

本稿では，三菱電機グループにおけるプロジェクトの１プロセスとして“ITへの対応”を位置付け，情報システム部門を中心に推進してきた“IT統制”への取り組み，整備及び評価について述べる。

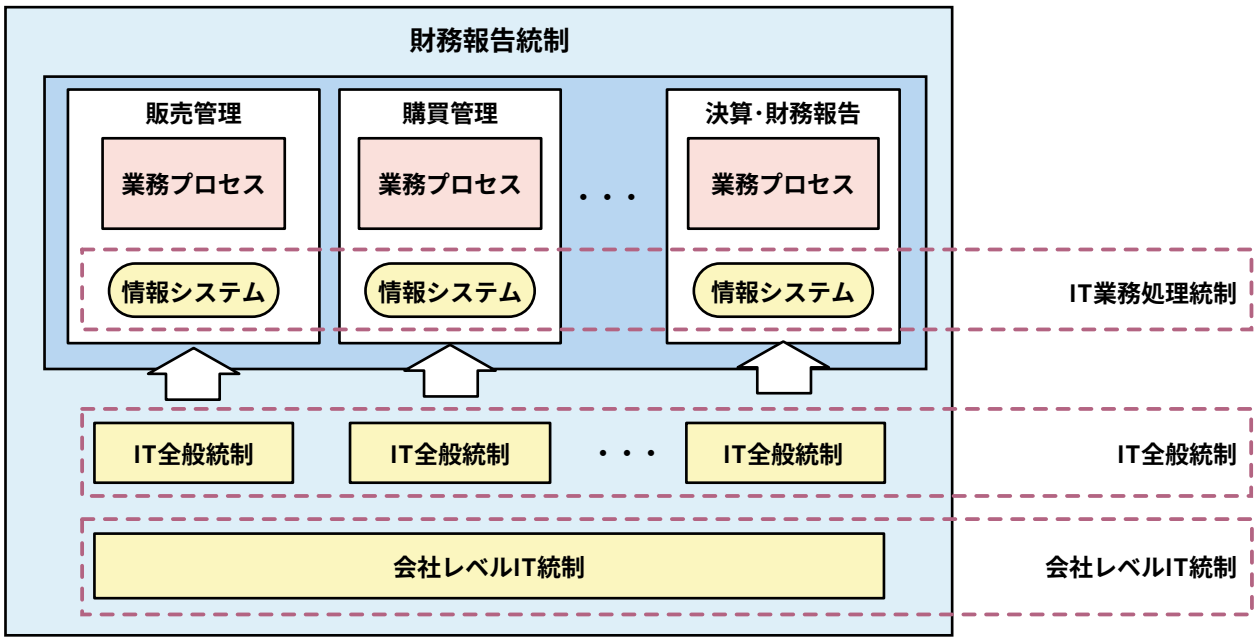

IT統制の種類

業務プロセス統制に組み込まれた“IT業務処理統制”，IT業務処理統制が有効に機能する環境を保障する“IT全般統制”，組織内外でITに対し適切に対応していくための“会社レベルIT統制”の3つに分けられる。具体的には，（1）IT業務処理統制：プロセシング／システムインタフェース／インプット／ITアクセスコントロール，（2）IT全般統制：システム開発保守・運用にかかわる管理，システム安全性確保，外部委託に関する契約管理，（3）会社レベルIT統制：情報システム戦略の策定，要員管理などである。